

令和7年度 補装具の告示改正（案）の概要

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

令和7年度 補装具の告示等改正(案)の概要

(1) 基本的な考え方

- 補装具の支給基準額等(大臣告示)は、3年に1回の見直しを行っており、令和6年度に改定を実施したところである。
- 令和7年度は告示の運用について見直しを行う。

(2) 改正案の概要

- 姿勢保持装置と座位保持椅子の区分の明確化
 - 頭部保持具の種目の廃止
 - 補聴援助システムに対する支給基準の適正化
 - 電動車椅子簡易形アシスト式について、電動駆動装置等着脱式を含むことを明記
- 他、所要の改正を行う。

(3) スケジュール

- 2月10日にパブリックコメント募集を開始
- 3月下旬に大臣告示を改正し、4月1日に施行。